

第1453号

AFN-1453

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2023年 2/20 (月)

『R5年度税制改正資産税（3） 持分なし医療法人移行特例延長』

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等（相続人の相続税の納税猶予、出資者間の贈与税の納税猶予、医療法人へのみなし贈与）について、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、認定期限が令和8年12月31日まで、3年3ヶ月延長されることとなった。さらに、移行計画の認定日から3年以内であった移行期限が、5年以内に緩和される。これらの措置により、持分なし医療法人への移行を引き続き促進する。



認定医療法人制度では、出資持分を相続等により取得した相続人、もしくは、持分放棄により価値移転を受けた残存出資者は、一定の要件を満たせば相続税・贈与税の納税が猶予される。さらに、移行期限までに相続人が持分放棄した場合は相続税が、残存出資者が持分放棄した場合は贈与税が、それぞれ免除される。認定医療法人の出資者が出資持分を放棄し、認定移行計画に記載された移行期限までに持分なし医療法人へ移行した場合には、その放棄により医療法人が受けた経済的利益に対し、医療法人に贈与税は課されない。ただし、移行した日から6年を経過する日までの間に認定が取り消された場合には、その医療法人は個人とみなされ贈与税が課される。

『国外財産保有7割が東京局管内 令和3年調書提出状況—国税庁』

国税庁は令和3年分（12月31日時点、4年6月末まで提出分を集計）の国外財産調書の提出状況を発表した。それによると、総提出件数は1万2109件、総財産額は5兆6364億円だった。総提出件数と総財産額の内訳は、東京国税局が7755件・4兆2829億円、大阪局が1737件・7024億円、名古屋局858件・2296億円などとなっており、東京局が件数で64%、財産額で76%と、全体の6～7割を占めた。財産の種類別総額では、有価証券が3兆5695億円、構成比が63.3%、預貯金が7591億円、同13.5%、建物4474億円、7.9%などで、有価証券が6割超を占めている。

国外財産調書制度とは、その年の12月31日時点で、価額総額が5000万円を超える国外財産を保有する居住者は、翌年3月15日までに国外財産の数量、価額などの必要事項を記載した国外財産調書を管轄する税務署に提出しなければならない。提出された調書に国外財産に関する所得税・相続税の申告漏れがあっても加算税の5%軽減される一方、調書が提出されなかったり、調書に記載がない国外財産にかかる所得税・相続税の申告漏れがあったりした場合は加算税を5%加重徴収する特例措置が講じられる。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com